

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 93 号）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 94 号）については、令和 2 年 3 月 30 日に公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、貴管内市区町村に対する周知方お願いする。

記

- 1 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 11 条から第 13 条まで、第 17 条、第 21 条、第 24 条及び第 26 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

- （1）A 類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項に規定する臨時の予防接種（以下「第三項臨時予防接種」という。）を除く。）

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	36,800 円	37,000 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	34,800 円	35,000 円
イ 障害児養育年金		
1 級	1,572,000 円	1,581,600 円
2 級	1,258,800 円	1,266,000 円

ウ	障害年金		
	1 級	5,032,800 円	5,056,800 円
	2 級	4,026,000 円	4,045,200 円
	3 級	3,019,200 円	3,034,800 円
エ	障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
	1 級	843,600 円	844,300 円
	2 級	562,400 円	562,900 円
オ	死亡一時金	44,000,000 円	44,200,000 円

(2) B類疾病に係る定期の予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア	医療手当	
	月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	
	36,800 円	37,000 円
	月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	
	34,800 円	35,000 円
イ	障害年金	
	1 級	2,796,000 円
	2 級	2,236,800 円
ウ	遺族年金	2,444,400 円
エ	遺族一時金	7,333,200 円

(3) 第三項臨時予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア	医療手当	
	月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	
	36,800 円	37,000 円
	月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	
	34,800 円	35,000 円
イ	障害児養育年金	
	1 級	1,222,800 円
	2 級	979,200 円
ウ	障害年金	
	1 級	3,914,400 円
	2 級	3,132,000 円
	3 級	2,348,400 円

エ 死亡一時金

生計維持者である場合	34,200,000 円	34,400,000 円
生計維持者でない場合	25,700,000 円	25,800,000 円

- 2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成 21 年政令第 277 号）第 3 条から第 5 条まで、第 8 条及び第 10 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	36,800 円	37,000 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	34,800 円	35,000 円
イ 障害児養育年金		
1 級	1,222,800 円	1,230,000 円
2 級	979,200 円	984,000 円
ウ 障害年金		
1 級	3,914,400 円	3,932,400 円
2 級	3,132,000 円	3,146,400 円
エ 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
1 級	843,600 円	844,300 円
2 級	562,400 円	562,900 円
オ 遺族年金		
生計維持者である場合	3,420,000 円	3,440,000 円
生計維持者でない場合	2,570,000 円	2,580,000 円
カ 遺族一時金		
生計維持者である場合	34,200,000 円	34,400,000 円
生計維持者でない場合	25,700,000 円	25,800,000 円

- 3 本改正による給付の額の変更は、令和 2 年 4 月 1 日から施行されるものであること。

- 4 令和 2 年 3 月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月 31 日以前の死亡に係る死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例によること。